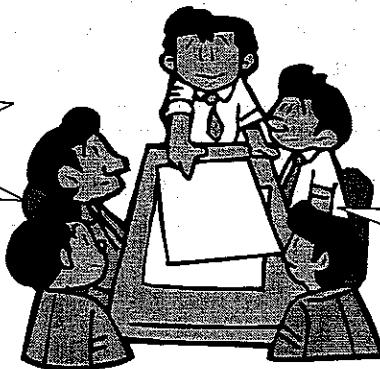


NPOの活動を応援します！

NPO活動応援貸付制度

16年度
第1次募集開始!!



事業実施のための費用、
設備投資や、補助金・委
託金の入金までのつな
ぎ資金等として活用で
きます

兵庫県内で行われているNPOの活動の継続、
さらなる発展の応援を目的として、貸付事業を実施します。

☆「NPO活動応援貸付制度」の概要

- 申込ができる団体は …… 兵庫県内に主たる事務所を置いており、1年以上継続して県内で活動しているNPO法人（※1）又はNPO法人に準ずる団体（※2）
- 貸付額は …… 50万円以上300万円以下
- 利率は …… 年1.5%
- 返済期間・方法は …… 5年以内（うち6ヶ月以内据置可能）
元利均等月賦方式による返済
- 連帯保証人 …… 貸付希望団体の代表者のほか、2人以上必要

※1 「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に定める団体をいう。

※2 「NPO法人に準ずる団体」とは、次の要件を全て満たす団体とする。

- ①定款または会則等を規定していること。
- ②今年度の事業計画書及び収支予算書と前年度の事業報告書及び収支決算書を作成していること。
- ③役員名簿及び構成員名簿を作成していること。
- ④団体の構成員数が10人以上であること。
- ⑤不特定かつ多数の利益の増進に寄与する活動を目的とし、併せて、営利及び宗教的、政治的な活動を目的としていないこと。
- ⑥役員のうち、報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下であること。

☆貸付申込受付期間

平成16年7月5日（月）から 平成16年7月23日（金）午後5時必着

☆貸付時期 平成16年9月下旬の予定 *現地調査や審査結果により貸付できない場合があります。

☆今年度の2次募集は10月に別途案内予定



ひょうごボランタリープラザ
(社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会)

★貸付金の使用用途は…

- ・設備資金 → 機器の購入費、事務所増築費など
- ・運転資金 → 補助金・委託金入金までの運転資金やソフト開発などの研究開発等の資金

★貸付金の対象とならないもの

赤字補填資金・銀行等からの借入金の借り換え

●申込から貸付、返済まで(流れ) ※現地調査や審査結果により、貸付できない場合があります。予めご了承ください。

ご相談

事前にひょうごボランタリープラザ（以下、プラザ）に電話でご予約いただき、団体の活動概要、收支予算・決算書等の資料を持参の上、直接お越しください。
※申込書類は相談時に直接お渡しします。必要書類は相談時にご案内します。

申込書の提出

申込書及び必要書類の提出は、プラザの窓口にお願いします。
※申込期限 平成16年7月23日（金）午後5時必着

現地調査

審査委員、プラザの担当職員等が団体事務所等を訪問し、活動状況・申込内容の確認等を行います。

審査会

●プレゼンテーション・質疑応答（審査委員の協議により貸付の可否を決定します）
・申込団体の代表者等によるプレゼンテーションとして、団体の活動内容、貸付金の用途、今後の活動計画、貸付金の返済計画等をご説明いただきます。
・プレゼンテーションの後、審査委員からの質問に答えていただきます。

結果通知

・「貸付可能」と判断された団体には、貸付予算の範囲内で、貸付決定通知を送付します。
※指定された期日までに所定の契約証書、および貸付金請求書を提出していただきます。
・本制度の予算超過のために貸付できなかった団体には、貸付保留通知を送付し、後日貸付辞退等により貸付金が確保できれば、貸付を行います（別途連絡します）。
・貸付できないと判断された団体には、貸付否決通知を送付します。

契約証書等の提出

・プラザが指定する場所において、担当する職員等の面前にて「金銭消費貸借契約証書」等に署名、押印していただきます。
・また、必要な書類をご提出いただきます。

貸付実行

・貸付金請求書に記載された振込先口座に貸付金を振り込みます。

返済開始

・毎月指定の期日までに、所定の口座に償還金を振り込んでいただきます。

●連帯保証人について

- ・団体の代表者は、必ず保証人になっていただきます。
- ・代表者のほか、次の要件をすべて満たす2人以上の方に連帯保証人になっていただきます。
①県内で独立の生計を営む方
②貸付時の年齢が満65歳以下の方
③主たる収入を申込みNPOから受けていない方
④前年の年収が300万円以上の方

●お問い合わせ・相談窓口●

（月～金曜日 9:00～17:00）

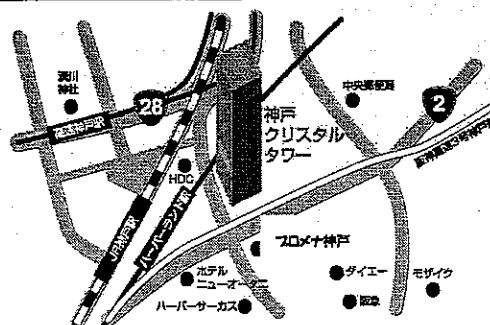
ひょうごボランタリープラザ（兵庫県社会福祉協議会）

神戸市中央区東川崎町1-1-3

神戸クリスタルタワー10F

TEL 078-360-8845 FAX 078-360-8848

※相談のために来所される場合は、必ず事前に電話にて時間等をご予約ください。



NPO活動応援貸付制度（被災地）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する「NPO活動応援貸付制度（被災地）」（以下「本制度」という。）について、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めることによる。

- (1) NPO法：「特定非営利活動促進法」（平成10年法律第7号）をいう。
- (2) NPO法人：「特定非営利活動促進法」（平成10年法律第7号）第2条第2項に定める「特定非営利活動法人」をいう。
- (3) 被災地：兵庫県内で、阪神・淡路大震災により災害救助法の適用を受けた市町をいう。

（貸付対象者）

第3条 本制度の貸付対象者は、次の各号の要件を備えたものとする。

- (1) NPO法人であること又は別に定める要件を満たすNPO法人に準ずる団体であること。
- (2) NPO法人又は前号に規定するNPO法人に準ずる団体（以下「NPO法人等」という。）の活動が兵庫県内の被災地で1年以上継続して行われていること。
- (3) NPO法人等の主たる事務所が兵庫県内にあること。
- (4) 返済能力を有すること。

（資金使途）

第4条 本制度の資金使途は、運転資金又は設備資金とし、次の各号の要件をすべて満たす事業に係るものに限るものとする。但し、赤字補填目的及び金融機関借入金の借り換え目的は対象外とする。

- (1) 本制度の貸付を受けようとするNPO法人等（以下「貸付希望団体」という。）の目的達成のために行うNPO法第2条第1項にいう特定非営利活動に係る事業又は同法第5条第1項にいう収益事業。
 - (2) 被災地を主たる対象としている事業。
- 2 本制度により貸付を受けた者（以下「借主」という。）は、本制度の貸付金を申込書に記載した以外の使途に使用してはならない。

（貸付条件）

第5条 貸付の条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 貸付額 50万円以上300万円以下
- (2) 貸付利率 年1.5パーセント

- (3) 貸付期間 5年以内
- (4) 据置期間 6か月以内
- (5) 返済方法 原則として、元利均等月賦方式
- (6) 連帯保証人 貸付希望団体の代表者及び2人以上の県社協会長が適當と認める者

(申込方法)

第6条 貸付希望団体は、NPO活動応援貸付申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、関係書類を添えて県社協会長に申し込むものとする。

2 申込書の受付期間は、県社協会長が別途指定するところによる。

(審査会)

第7条 前条第1項の規定による申込について、貸付者を決定するために、別に定めるところにより、審査会を設ける。

2 前項の審査会は、前条第1項の申し込みがあった者について、返済能力等を審査し、貸付を可とするものか否かを決するものとし、貸付を可とする団体の貸付希望額合計が予算を超える場合は、採択順を定めるものとする。

(審査結果の通知)

第8条 県社協会長は、前条の審査会の審査の結果、貸付を可とされ、かつ採択されることと決した団体に対しては、本制度の貸付を決定し、NPO活動応援貸付決定通知書（様式第2号）を送付するものとする。

2 県社協会長は、前条の審査会の審査の結果、貸付を可とされ、予算超過のため採択されなかった団体に対しては、本制度の貸付を保留し、NPO活動応援貸付保留通知書（様式第3号）を送付するものとする。

3 県社協会長は、前条の審査会の審査の結果、貸付を不可とするものとされた者に対しては、本制度の貸付を否決し、NPO活動応援貸付否決通知書（様式第4号）を送付するものとする。

(申込の取り下げ)

第9条 前条第1項の規定により貸付決定通知を受けた者（以下「貸付予定者」という。）は、当該通知に係る貸付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該申込の取り下げをすることができる。

(保留団体の繰上決定)

第10条 前条の取り下げがあった場合にあっては、第8条第2項の団体に対し、取り下げのあった金額の範囲内で、採択順に、第8条第1項の規定を適用する。

2 貸付金の償還、予算の補正増額等があった場合には、前項の規定を準用する。

3 前2項による繰上決定が当該年度内にない場合は、否決したものとみなす。

(貸付の決定の取り消し等)

第11条 県社協会長は、貸付予定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項による貸付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容若しくはこれに付された条件の全部若しくは一部を変更することができる。

- (1) 虚偽の内容の申込又は不正な手段により、貸付の決定を受けたとき。
- (2) 破産その他貸付金の貸付に支障を及ぼす重大な事態が生じたとき。
- (3) 活動を中止し、または解散しようとするとき。
- (4) 貸付対象事業に必要な経費の全部又は一部を支払う必要がなくなったとき。
- (5) 貸付対象事業の全部又は一部の実施を中止し、又は取りやめたとき。
- (6) 貸付決定通知の内容又はこれに付された条件に違反したとき。

2 県社協会長は、前項の規定により貸付の決定を取り消し、又はその内容若しくはこれに付された条件を変更したときは、貸付予定者に、その旨を通知するものとする。

(金銭消費貸借契約の締結)

第12条 貸付予定者は、前条又は第9条の場合のほかは、県社協会長の指定する日までに、連帯保証人の連署した金銭消費貸借契約証書（様式第5号）及び貸付金請求書（様式第6号）に関係書類を添えて県社協会長に提出するものとする。

2 県社協会長又は借主は、災害等特別の事情により、前項の規定により締結した契約の内容を変更する必要があると認めたときは、その変更を相手方に求めることができる。

(貸付金の交付)

第13条 県社協は、貸付予定者から前条第1項に定める契約証書等の提出があったときは、貸付予定者に当該契約証書の写しを交付するとともに、貸付金を交付するものとする。

(届出)

第14条 貸付予定者又は借主が次の各号のいずれかに該当するときは、その者は、速やかに、文書によりその旨を県社協会長に届け出なければならない。

- (1) 主たる事務所の所在地又は住所を変更しようとするとき。
- (2) 代表者を変更しようとするとき。
- (3) 組織又は名称を変更しようとするとき。
- (4) 活動を中止し、または解散しようとするとき。
- (5) 貸付対象事業に必要な経費の全部又は一部を支払う必要がなくなったとき。
- (6) 貸付対象事業の全部又は一部の実施を中止し、又は取りやめようとするとき。
- (7) 破産の申し立てその他貸付金の返済に著しい支障となる事態が生じたとき。
- (8) 連帯保証人が住所を変更し、又は死亡したとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、貸付対象事業に重大な事故若しくは変更があったとき。

2 県社協会長は、前項の規定による届出（同項第1号乃至第3号に係るものを除く。）を受け、又は同項各号に掲げる事由が生じたことを知ったときは、当該事項に関し、必要な調査を行い、貸付決定者又は借主に対し必要な措置を指示することができる。

(期限前償還)

第15条 県社協会長は、借主が第11条第1項各号に掲げる場合に該当するとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定にかかわらず、当該借主に対し、貸付金の全部又は一部を期限を付して償還させることができる。

- (1) 貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 貸付金の償還又は当該貸付金に係る利息の支払いを怠ったとき。
- (3) 貸付金の償還に支障を及ぼす重大な事態が生じたとき。
- (4) この要綱又は第12条の契約に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、県社協会長が期限前に償還させる必要があると認めたとき。

2 借主は、第5条の規定にかかわらず、その申出により当該貸付金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(違約金)

第16条 県社協会長は、借主が支払期日までに貸付金を償還せず、又は前条第1項（本条第2項に該当する場合を除く）の規定により貸付金の償還の請求を受けて償還しないときは、支払期日又は当該請求に係る償還期日の翌日から支払いの日までの日数に応じ当該請求に係る金額につき年10.95パーセントの割合による違約金を課すものとする。

2 県社協会長は、借主が前条第1項第1号、第4号、第11条第1項第1号又は第6号に該当することを理由として前条の規定による貸付金の償還の請求をするときは、当該請求に係る貸付金の貸付の日から当該貸付金の償還のあった日までの日数に応じ、当該貸付金の未償還金額につき年10.95パーセントの割合で計算して得た額を違約金として徴収することができる。

3 前2項の規定は、延滞10日目までは適用しないものとする。ただし、延滞11日目からは延滞初日から起算した違約金を課すものとする。

(報告及び調査)

第17条 県社協会長は、借主の所有又は管理に属する事務所若しくは事業所に必要に応じて立ち入り、その事業に係る関係帳簿若しくは設備等を検査し、又は報告を徵することができる。

(財源)

第18条 本制度の実施に必要な財源は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 貸付資金の財源は、財団法人阪神・淡路大震災復興基金（以下「復興基金」という。）からの補助金をもってあてる。

(2) 事務費の財源は、復興基金からの補助金をもってあてる。

2 県社協会長は、前項の財源が不足する等の場合には、必要な措置を講じができるものとする。

(経理区分)

第19条 本制度の経理は、県社協の他の事業とは明確に区分するものとし、本制度の経理内においても、前条第1項各号の区分毎に整理するものとする。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年 8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月8日から施行する。

NPO活動応援貸付制度（被災地を除く全県）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する「NPO活動応援貸付制度」（以下「本制度」という。）について、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとところによる。

- (1) NPO法：「特定非営利活動促進法」（平成10年法律第7号）をいう。
- (2) NPO法人：「特定非営利活動促進法」（平成10年法律第7号）第2条第2項に定める「特定非営利活動法人」をいう。
- (3) 被災地：兵庫県内で、阪神・淡路大震災により災害救助法の適用を受けた市町をいう。

（貸付対象者）

第3条 本制度の貸付対象者は、次の各号の要件を備えたものとする。

- (1) NPO法人であること又は別に定める要件を満たすNPO法人に準ずる団体であること。
- (2) NPO法人又は前号に規定するNPO法人に準ずる団体（以下「NPO法人等」という。）の活動が兵庫県内の被災地を除く地域で1年以上継続して行われていること。
- (3) NPO法人等の主たる事務所が兵庫県内にあること。
- (4) 返済能力を有すること。

（資金使途）

第4条 本制度の資金使途は、運転資金又は設備資金とし、次号の要件を満たす事業に係るものに限るものとする。但し、赤字補填目的及び金融機関借入金の借り換え目的は対象外とする。

- (1) 本制度の貸付を受けようとするNPO法人等（以下「貸付希望団体」という。）の目的達成のために行うNPO法第2条第1項にいう特定非営利活動に係る事業又は同法第5条第1項にいう収益事業。
- 2 本制度により貸付を受けた者（以下「借主」という。）は、本制度の貸付金を申込書に記載した以外の使途に使用してはならない。

（貸付条件）

第5条 貸付の条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 貸付額 50万円以上300万円以下

- (2) 貸付利率 年1.5パーセント
- (3) 貸付期間 5年以内
- (4) 据置期間 6か月以内
- (5) 返済方法 原則として、元利均等月賦方式
- (6) 連帯保証人 貸付希望団体の代表者及び2人以上の県社協会長が適當と認める者

(申込方法)

第6条 貸付希望団体は、NPO活動貸付申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、関係書類を添えて県社協会長に申し込むものとする。

2 申込書の受付期間は、県社協会長が別途指定するところによる。

(審査会)

第7条 前条第1項の規定による申込について、貸付者を決定するために、別に定めるところにより、審査会を設ける。

2 前項の審査会は、前条第1項の申し込みがあった者について、返済能力等を審査し、貸付を可とするものか否かを決するものとし、貸付を可とする団体の貸付希望額合計が予算を超える場合は、採択順を定めるものとする。

(審査結果の通知)

第8条 県社協会長は、前条の審査会の審査の結果、貸付を可とされ、かつ採択されることと決した団体に対しては、本制度の貸付を決定し、NPO活動貸付決定通知書（様式第2号）を送付するものとする。

2 県社協会長は、前条の審査会の審査の結果、貸付を可とされ、予算超過のため採択されなかった団体に対しては、本制度の貸付を保留し、NPO活動貸付保留通知書（様式第3号）を送付するものとする。

3 県社協会長は、前条の審査会の審査の結果、貸付を不可とするものとされた者に対しては、本制度の貸付を否決し、NPO活動貸付否決通知書（様式第4号）を送付するものとする。

(申込の取り下げ)

第9条 前条第1項の規定により貸付決定通知を受けた者（以下「貸付予定者」という。）は、当該通知に係る貸付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該申込の取り下げをすることができる。

(保留団体の繰上決定)

第10条 前条の取り下げがあった場合にあっては、第8条第2項の団体に対し、取り下げのあった金額の範囲内で、採択順に、第8条第1項の規定を適用する。

2 貸付金の償還、予算の補正増額等があった場合には、前項の規定を準用する。

3 前2項による繰上決定が当該年度内にない場合は、否決したものとみなす。

(貸付の決定の取り消し等)

第11条 県社協会長は、貸付予定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項による貸付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容若しくはこれに付された条件の全部若しくは一部を変更することができる。

- (1) 虚偽の内容の申込又は不正な手段により、貸付の決定を受けたとき。
- (2) 破産その他貸付金の貸付に支障を及ぼす重大な事態が生じたとき。
- (3) 活動を中止し、または解散しようとするとき。
- (4) 貸付対象事業に必要な経費の全部又は一部を支払う必要がなくなったとき。
- (5) 貸付対象事業の全部又は一部の実施を中止し、又は取りやめたとき。
- (6) 貸付決定通知の内容又はこれに付された条件に違反したとき。

2 県社協会長は、前項の規定により貸付の決定を取り消し、又はその内容若しくはこれに付された条件を変更したときは、貸付予定者に、その旨を通知するものとする。

(金銭消費貸借契約の締結)

第12条 貸付予定者は、前条又は第9条の場合のほかは、県社協会長の指定する日までに、連帯保証人の連署した金銭消費貸借契約証書（様式第5号）及び貸付金請求書（様式第6号）に関係書類を添えて県社協会長に提出するものとする。

2 県社協会長又は借主は、災害等特別の事情により、前項の規定により締結した契約の内容を変更する必要があると認めたときは、その変更を相手方に求めることができる。

(貸付金の交付)

第13条 県社協は、貸付予定者から前条第1項に定める契約証書等の提出があったときは、貸付予定者に当該契約証書の写しを交付するとともに、貸付金を交付するものとする。

(届出)

第14条 貸付予定者又は借主が次の各号のいずれかに該当するときは、その者は、速やかに、文書によりその旨を県社協会長に届け出なければならない。

- (1) 主たる事務所の所在地又は住所を変更しようとするとき。
- (2) 代表者を変更しようとするとき。
- (3) 組織又は名称を変更しようとするとき。
- (4) 活動を中止し、または解散しようとするとき。
- (5) 貸付対象事業に必要な経費の全部又は一部を支払う必要がなくなったとき。
- (6) 貸付対象事業の全部又は一部の実施を中止し、又は取りやめようとするとき。
- (7) 破産の申し立てその他貸付金の返済に著しい支障となる事態が生じたとき。
- (8) 連帯保証人が住所を変更し、又は死亡したとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、貸付対象事業に重大な事故若しくは変更があったとき。

2 県社協会長は、前項の規定による届出（同項第1号乃至第3号に係るものを除く。）を受け、又は同項各号に掲げる事由が生じたことを知ったときは、当該事項に関し、必要な調査を行い、貸付決定者又は借主に対し必要な措置を指示することができる。

(期限前償還)

第15条 県社協会長は、借主が第11条第1項各号に掲げる場合に該当するとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定にかかわらず、当該借主に対し、貸付金の全部又は一部を期限を付して償還させることができる。

- (1) 貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。
 - (2) 貸付金の償還又は当該貸付金に係る利息の支払いを怠ったとき。
 - (3) 貸付金の償還に支障を及ぼす重大な事態が生じたとき。
 - (4) この要綱又は第12条の契約に違反したとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、県社協会長が期限前に償還させる必要があると認めたとき。
- 2 借主は、第5条の規定にかかわらず、その申出により当該貸付金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(違約金)

第16条 県社協会長は、借主が支払期日までに貸付金を償還せず、又は前条第1項(本条第2項に該当する場合を除く)の規定により貸付金の償還の請求を受けて償還しないときは、支払期日又は当該請求に係る償還期日の翌日から支払いの日までの日数に応じ当該請求に係る金額につき年10.95パーセントの割合による違約金を課すものとする。

- 2 県社協会長は、借主が前条第1項第1号、第4号、第11条第1項第1号又は第6号に該当することを理由として前条の規定による貸付金の償還の請求をするときは、当該請求に係る貸付金の貸付の日から当該貸付金の償還のあった日までの日数に応じ、当該貸付金の未償還金額につき年10.95パーセントの割合で計算して得た額を違約金として徴収することができる。
- 3 前2項の規定は、延滞10日目までは適用しないものとする。ただし、延滞11日目からは延滞初日から起算した違約金を課すものとする。

(報告及び調査)

第17条 県社協会長は、借主の所有又は管理に属する事務所若しくは事業所に必要に応じて立ち入り、その事業に係る関係帳簿若しくは設備等を検査し、又は報告を徵することができる。

(財源)

第18条 本制度の実施に必要な財源は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 貸付資金の財源は、兵庫県からの貸付金をもってあてる。
- (2) 事務費の財源は、兵庫県からの委託料をもってあてる。

2 県社協会長は、前項の財源が不足する等の場合には、必要な措置を講じることができるものとする。

(経理区分)

第19条 本制度の経理は、県社協の他の事業とは明確に区分するものとし、本制度の経理内においても、前条第1項各号の区分毎に整理するものとする。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年 8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月8日から施行する。